

平成29年度 第3回

明 石 市 国 民 健 康 保 険
運 営 協 議 会

開催日時 平成30年2月5日（月）午後1時30分～

開催場所 明石市役所 議会棟 第3委員会室

会 議 次 第

- 1 市民生活局長あいさつ
- 2 会長、会長職務代理の選出について
- 3 会長あいさつ
- 4 会議録署名委員の指名について
- 5 報告事項

報告事項1 平成30年度明石市国民健康保険事業特別会計予算（案）の概要について

報告事項2 第2期データヘルス計画（及び第3期特定健康診査実施計画）の策定にかかる進捗状況について

報告事項3 国民健康保険制度改革に伴う明石市国民健康保険条例の改正について

- 6 協議事項

協議事項 保険料の基礎賦課額等の賦課割合について

報告事項1 平成30年度明石市国民健康保険事業特別会計予算(案)の概要について

1 被保険者数等

	平成30年度	平成29年度	前年比
被保険者数	66,000人	67,800人	97.35%
世帯数	40,500世帯	41,800世帯	96.89%

2 歳入

単位：千円

	平成30年度	平成29年度	前年比
保険料	5,451,053	6,610,473	82.46%
国庫支出金	—	6,533,997	—
県支出金	21,842,613	1,808,016	1208.10%
交付金等	1	19,777,106	0.00%
その他収入等	5,706,606	2,716,682	210.06%
歳入合計	33,000,273	37,446,274	88.13%

3 歳出

単位：千円

	平成30年度	平成29年度	前年比
保険給付費	21,281,483	22,973,660	92.63%
他保険制度等への拠出金	—	4,917,866	—
共同事業拠出金	—	8,758,358	—
納付金	8,190,696	—	—
保健事業費	211,133	206,515	102.24%
その他支出等	3,316,961	589,875	562.32%
歳出合計	33,000,273	37,446,274	88.13%

4 主な取り組み

○保険料の適正賦課

被保険者資格の適用適正化を図るとともに、未申告世帯の解消に努め、所得割額の適正賦課及び法定軽減対象世帯の適正把握に取り組みます。

○保険料の収納率向上

保険料負担の公平性を図るとともに財源の確保を確実にするため、納期内納付と初期滞納を防止する観点からキャッシュカードで口座振替手続きができる口座振替受付サービスや収納コールセンターによる納付督促を一層推進するとともに、納付資力があるにも関わらず早期完納しない者に対しては差押えなどの滞納処分を積極的に実施しています。また、平成30年度からはコンビニ収納を導入することで納付機会を拡充します。

○医療費適正化の推進

レセプト点検の充実強化などによる給付の適正化やジェネリック医薬品使用の啓発強化などによる医療費の節減に取り組む一方、レセプトデータ等の分析に基づき策定した第2期データヘルス計画に沿って、効果的な保健事業を推進することにより、健康寿命の延伸や医療費の適正化を目指します。

(歳入)

(単位:千円)

予 算 科 目		30年度予算額	29年度予算額	増減額	伸び率	事業概要・増減理由	
① 国民健康保険料	現年度分	医療分 一般	3,256,620	4,250,175	-1,139,309	81.84	被保険者数見込みの減少による保険料の減
		医療分 退職	49,000	160,000			
		介護分 一般	413,601	464,400			
		介護分 退職	15,735	44,702			
		後期高齢者支援等分 一般	1,383,544	1,317,433			
		後期高齢者支援等分 退職	14,831	35,930			
	滞納繰越分	医療分 一般	249,676	259,430	-20,111	94.05	平成29年度現年度分未収額の減少による保険料の減
		医療分 退職	3,723	6,501			
		介護分 一般	21,972	24,499			
		介護分 退職	588	1,028			
		後期高齢者支援等分 一般	41,175	45,322			
		後期高齢者支援等分 退職	588	1,053			
	合 計	医療分 一般	3,506,296	4,509,605	-1,117,087	76.11	
		医療分 退職	52,723	166,501			
		介護分 一般	435,573	488,899			
		介護分 退職	16,323	45,730			
		後期高齢者支援等分 一般	1,424,719	1,362,755			
		後期高齢者支援等分 退職	15,419	36,983			
		合 計	5,451,053	6,610,473			
	② 一部負担金		2	2	0	100.00	
	③ 国庫支出金			6,533,997			兵庫県国保特別会計への歳入により減
④ 県支出金	21,842,613	1,808,016	20,034,597	1,208.10		保険給付費に要する費用として兵庫県国保特別会計からの交付により増	
⑤ 前期高齢者交付金		10,697,509				兵庫県国保特別会計への歳入により減	
⑥ 療養給付費等交付金	1	871,239	-871,238	0.00		"	
⑦ 高額医療費共同事業交付金		550,000				"	
⑧ 保険財政共同安定化事業交付金		7,658,358				県単位化による共同事業廃止により減	
⑨ 基金運用収入	100	100	0	100.00			
⑩ 繰 入 金	2,859,786	2,673,453	186,333	106.97			
⑪ 繰 越 金	2,800,000					平成29年度決算剰余金により増	
⑫ その他収入	46,718	43,127	3,591	108.33			
合 計	33,000,273	37,446,274	-4,446,001	88.13			

(歳出)

(単位:千円)

予 算 科 目		30年度予算額	29年度予算額	増減額	伸び率	事業概要・増減理由	
⑫ 総 務 費		483,038	553,862	-70,824	87.21		
療養 諸費	療養給付費	17,892,358	19,717,000	-1,824,642	90.75		
	療養費	242,000	300,600	-58,600	80.51		
	計	18,134,358	20,017,600	-1,883,242	90.59		
審査支払手数料		75,100	56,400	18,700	133.16	国保連合会への支払い単価の増	
⑬ 保 険 給 付 費	高額療養費	2,885,100	2,732,100	153,000	105.60		
	高額介護合算療養費	17,800	4,300	13,500	413.95		
	移送費	350	350	0	100.00		
	出産育児一時金	142,875	133,210	9,665	107.26		
	葬祭費	25,800	29,400	-3,600	87.76		
	結核医療付加金	100	300	-200	33.33		
		計	21,281,483	22,973,660	-1,692,177		92.63
	⑭ 老人保健拠出金、事務費拠出金		—	1,300			
⑮ 後期高齢者支援金、事務費拠出金		—	3,608,001			兵庫県国保特別会計からの歳出により減	
⑯ 前期高齢者納付金、事務費拠出金		—	12,892			"	
⑰ 介護納付金		—	1,295,673			"	
共同事業拠出金							
⑱ 高額医療費共同事業拠出金		—	1,100,000			兵庫県国保特別会計からの歳出により減	
⑲ 保険財政共同安定化事業拠出金		—	7,658,358			県単位化による共同事業廃止により減	
⑳ 納 付 金	医療給付分	5,841,667	—			兵庫県国保特別会計への納付により増	
	後期高齢者支援金分	1,777,951	—			"	
	介護納付金分	571,078	—			"	
㉑ 保健事業費		211,133	206,515	4,618	102.24		
㉒ 基金積立金		2,800,100	100	2,800,000	2,800,100.00	事業基金への積立により増	
㉓ その他支出		32,323	34,413	-2,090	93.93		
㉔ 予備費		1,500	1,500	0	100.00		
合 計		33,000,273	37,446,274	-4,446,001	88.13		

予算の基礎とした年間平均見込数

基礎数値	平成30年度	平成29年度 (H29.4実績)
世帯数	40,500	41,800 (39,948)
被保険者数	66,000	67,800 (63,976)
一 般	65,300	66,000 (62,747)
退 職	700	1,800 (1,229)
介護第2号被保険者	19,100	20,500 (19,667)

報告事項2 第2期データヘルス計画（及び第3期特定健康診査実施計画）の策定にかかる進捗状況について

1 計画の概要と本市の状況

(1) 第2期データヘルス計画の策定について

- 被保険者にかかる健診状況やレセプト内容などの健康・医療情報等を分析し、健康課題を抽出のうえ、目標、保健事業の内容、計画の評価・見直し方法などについて、平成30年度から平成35年度までの保健事業計画を策定する。
- 平成27年度に、平成29年度までの第1期計画を策定し計画を実行中であり、現在、第2期計画の策定に向け、レセプト情報等を用いて詳細に分析し、保険者の特性や地域の健康課題を把握しながら事業内容を検討している。

(2) 第3期特定健康診査実施計画の策定について

- 被保険者の生活習慣病を予防し、生活の質の維持・向上を図るため、特定健康診査の受診率向上及び特定保健指導の実施率向上に向け実施方法や目標について、平成30年度から平成35年度までの実施計画を策定する。
- 平成24年度に、平成29年度までの第2期計画を策定し計画を実行中であり、現在、第3期計画の策定に向け、第2期計画の内容を踏まえ、利用しやすい特定健康診査や保健指導の実施方法等を検討している。

2 第2期データヘルス計画（及び第3期特定健康診査実施計画）における分析の状況（別添資料からの抜粋）

(1) 医療費の構成 【別添資料P1】

1年間の医療費は、総額で239.5億円となっており、内訳は医科が174.7億円、歯科が18.3億円、調剤が46.6億円となっています。医科の内訳は、生活習慣病が40.5億円、悪性新生物26.5億円、精神疾患19.1億円となっています。 図表1

(2) 医療費の状況 【別添資料P2、3】

医療費（医科）の推移をみると、年々増加傾向にあり、平成26年度以降は170億円を超えている状況が続いており、入院は件数が少ないですが、全体の50%以上を占めています。 図表2

レセプト件数の推移をみると、全体の97%以上を入院外が占めており、入院は全体の2.5%となっています。 図表3

1件当たり医療費は、入院・入院外ともに伸びており、平成28年度では入院外14,071円に対し、入院ではその4.0倍近い55,519.2円となっています。 図表4

年代別1人当たり医療費（入院・入院外）をみると、15歳以上の医療費は年齢が上がるごとに増加し、50歳以降に伸び率が高くなり医療費は20万円を超え、さらに70歳から74歳では40万円を超えています。 図表5

(3) 疾病別医療費の状況 【別添資料P4】

入院・入院外別に疾病毎の医療費をみると、入院では統合失調症、脳梗塞、不整脈の順で高く、入院外では、糖尿病、高血圧症が上位となっています。 図表6

(4) 入院における生活習慣病の状況（40歳以上） 【別添資料P4】

40歳以上の入院における生活習慣病をみると、悪性新生物の件数が最も多く、次いで脳梗塞、狭心症となっています。1件当たり医療費については、心筋梗塞が最も高く、次いで狭心症、脳出血となっています。 図表7

(5) 入院外における生活習慣病の状況（40歳以上） 【別添資料P5】

40歳以上の入院外における生活習慣病をみると、高血圧症の件数が最も多く、次いで脂質異常症、糖尿病となっています。1件当たり医療費については、悪性新生物が最も高く、次いで動脈硬化症、糖尿病となっています。 図表8

(6) 悪性新生物の状況 【別添資料P5】

悪性新生物の医療費を整理すると、男性では、「気管、気管支及び肺」、女性では「乳房」の悪性新生物が最も高くなっています。また、男女ともに「結腸及び直腸」「胃」が高くなっています。 図表9

(7) 特定健康診査の状況 【別添資料P6～8】

特定健康診査の受診率は増加傾向にあり、平成28年度は28.0%となっています。 図表10

受診率を小学校区別にみると、大久保南、高丘東、錦が丘で高く33%を超えています。一方で松が丘では20.5%と低い状況です。 図表11

年代別では、年齢が高くなるほど受診率が高い傾向にあり、男性と女性では女性の方が高い傾向にあります。 図表12

継続受診者の状況をみると2年連続で受診した人数は、全ての年代で平成24年度以降増加しています。 図表13

健診対象者を健診受診の有無と医療機関への受診の有無で分類すると、特定健診は受診していないが医療機関へは何らかの理由で受診している者の割合が一番高く、特定健診受診も医療機関受診もない者が全体の15.5%存在しています。 図表14

(8) 特定保健指導の状況 【別添資料P9】

特定保健指導の実施状況について、利用率は平成25年度以降低下傾向にあります。また、終了率については30%前後で推移しており、平成28年度では28.1%という状況です。 図表15

報告事項3 国民健康保険制度改革に伴う明石市国民健康保険条例の改正について

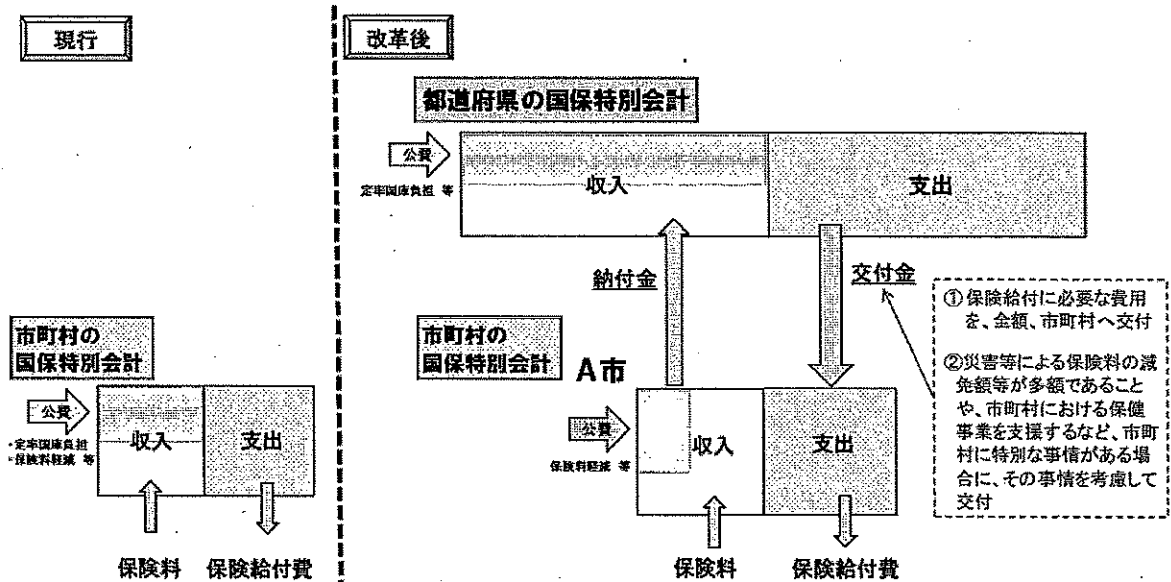
平成30年4月から施行される国民健康保険の都道府県単位化に合わせ、明石市国民健康保険条例の改正案の上程を検討していますので、主なものについて報告します。

1. 新制度の基本的な枠組みにかかる改正について（平成30年3月議会に上程）

(1) 制度改革に基づく変更

① 財政の仕組みの変更

県が財政運営の主体となることに伴い、関連する規定を改正しようとするもの。



② 低所得世帯にかかる保険料の軽減制度の拡充

国民健康保険法施行令の改正に合わせ、応益割を減額する世帯の所得判定基準を下表のとおり緩和しようとするもの。

	5 割減額	2 割減額
現行	33 万円 + 27 万円 × (被保険者数)	33 万円 + 49 万円 × (被保険者数)
改正	33 万円 + 27.5 万円 × (被保険者数)	33 万円 + 50 万円 × (被保険者数)

※世帯の所得水準が表の基準を下回る場合は応益割（均等割及び平等割）が減額される仕組み

(2) 本市における取り扱いの変更

①保険料算定方式の変更（平成29年8月、当運営協議会にて答申）

保険料の算定方式について『資産割を含む4方式』から兵庫県国民健康保険運営方針で標準とする『資産割を含まない3方式』に変更しようとするもの。

②保険料の納期の変更（平成29年11月、当運営協議会にて答申）

保険料の納期について『6月～翌年3月の年10回』から被保険者の前年所得確定後の『7月～翌年3月の年9回』に変更しようとするもの。

2. 保険料率の改定について（平成30年6月議会に上程）

5月に把握できる所得額の確定値を基に保険料率を計算し、当運営協議会にて諮問・答申を行ったうえで、6月議会での議決を経て、保険料率を改定する。
※従来は3月に改定していたが、安定的な保険料収入が見込まれる資産割を廃止する予定であることから、景気変動した場合でも、所得割による保険料収納必要額を確保するための対応。

3. その他

国民健康保険法施行令では、基礎賦課限度額（医療分の上限）が現行の54万円から58万円に改正された。

しかし、本市では、基礎賦課限度額の対象となる世帯の一部において、保険料率の見直しに伴う保険料の激変が想定されているため、その緩和措置として基礎賦課限度額を据え置く方針。

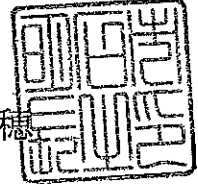
4. 主なスケジュール（予定）

1月	県による国民健康保険事業費納付金・標準保険料率の提示
2月	平成30年度予算案の確定 明石市国民健康保険運営協議会の開催（保険料賦課割合の検討）
3月	条例改正議案（【項目1】制度の枠組み、予算案）の上程、審議 市民向け広報（新制度の施行について）の実施
4月	新制度の施行 市民向け広報（新制度の施行に伴う変更点について）の実施
5月	明石市国民健康保険運営協議会の開催（保険料率案の検討）
6月	条例改正議案（【項目2】保険料率の改定案）の上程、審議
7月	市民向け広報（保険料率の改定について）の実施 平成30年度当初賦課（年間保険料の決定・通知）の実施

明 国 諮 第 3 号
平成30年 1月23日

明石市国民健康保険運営協議会
会 長 片 山 貴 文 様

明石市長 泉 房 穂



保険料の基礎賦課額等の賦課割合について（諮問）

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条の規定に基づき、明石市国民健康保険事業の運営に関する重要事項として、下記事項について諮問いたします。

記

1. 諮問事項

- (1) 保険料の基礎賦課額（医療分）の賦課割合を所得割47%、被保険者別均等割37%、世帯別平等割を16%とすること。
- (2) 後期高齢者支援金等賦課額（支援分）の賦課割合を所得割46%、被保険者別均等割37%、世帯別平等割を17%とすること。
- (3) 介護納付金賦課額（介護分）の賦課割合を所得割45%、被保険者別均等割38%、世帯別平等割を17%とすること。

2. 1を規定する理由

平成30年度から施行される国民健康保険の都道府県単位化に伴い、兵庫県へ納付すべき納付金を確保するうえで、兵庫県提示の標準保険料率に基づく賦課割合及び現行の賦課割合と比べ、被保険者に負担を求める保険料の増加する世帯数が少なく、かつ、保険料負担の増加率を低く抑えることができるため。

3. 施行予定時期

平成30年4月1日

(別紙)

保険料の基礎賦課額等の賦課割合に関する検討内容

1. 影響を最小とする場合の試算結果

(1) 賦課割合

	所得割	均等割	平等割
医療分	47%	37%	16%
支援分	46%	37%	17%
介護分	45%	38%	17%

(2) (1) の賦課割合から計算した暫定保険料率 (※)

	所得割	均等割	平等割
医療分	6.83%	27,508 円	19,341 円
支援分	2.51%	10,600 円	8,001 円
介護分	2.30%	11,541 円	5,563 円

※ (3) の影響を把握するため、前年度ベースで計算。実際の保険料率は平成29年中の所得が確定する5月に計算予定。

(3) (2) の保険料率に基づき保険料を賦課する場合の影響 (※)

	増加	増減なし	減少	計
世帯数 (割合)	9,526 件 (23.57%)	729 件 (1.80%)	30,165 件 (74.63%)	40,420 件 (100.00%)
平均保険料 (世帯単位)	155,479 円		139,727 円	143,578 円
増・減の平均	+8,095 円		-7,657 円	-3,807 円
増・減の最大	+83,900 円		-588,100 円	

※ 現行の保険料との比較

2. 兵庫県提示の標準保険料率に基づく試算結果

(1) 賦課割合

	所得割	均等割	平等割
医療分	4.7%	3.7%	1.6%
支援分	4.7%	3.7%	1.6%
介護分	4.4%	3.9%	1.7%

(2) (1) の賦課割合から計算した市町村標準保険料率

	所得割	均等割	平等割
医療分	6.83%	27,508 円	19,341 円
支援分	2.62%	10,600 円	7,453 円
介護分	2.28%	11,875 円	5,563 円

(3) (2) の保険料率に基づき保険料を賦課する場合の影響 (※)

	増加	増減なし	減少	計
世帯数 (割合)	10,213 件 (25.27%)	701 件 (1.73%)	29,506 件 (73.00%)	40,420 件 (100.00%)
平均保険料 (世帯単位)	156,095 円		139,763 円	144,022 円
増・減の平均	+8,710 円		-7,621 円	-3,362 円
増・減の最大	+83,900 円		-587,400 円	

※ 現行の保険料との比較

3. 現行（平成29年度）賦課割合に基づく試算結果

(1) 賦課割合

	所得割 (+資産割)	均等割	平等割
医療分	4.6%	3.6%	1.8%
支援分	4.7%	3.6%	1.7%
介護分	4.4%	3.6%	2.0%

(2) (1) の賦課割合から計算した暫定保険料率 (※)

	所得割	均等割	平等割
医療分	6.65%	26,753 円	22,097 円
支援分	2.62%	10,257 円	8,001 円
介護分	2.28%	10,934 円	6,627 円

※ (3) の影響を把握するため、前年度ベースで計算。

(3) (2) の保険料率に基づき保険料を賦課する場合の影響 (※)

	増加	増減なし	減少	計
世帯数 (割合)	13,978 件 (34.58%)	665 件 (1.65%)	25,777 件 (63.77%)	40,420 件 (100.00%)
平均保険料 (世帯単位)	152,845 円		138,720 円	143,748 円
増・減の平均	+5,461 円		-8,664 円	-3,637 円
増・減の最大	+83,900 円		-588,700 円	

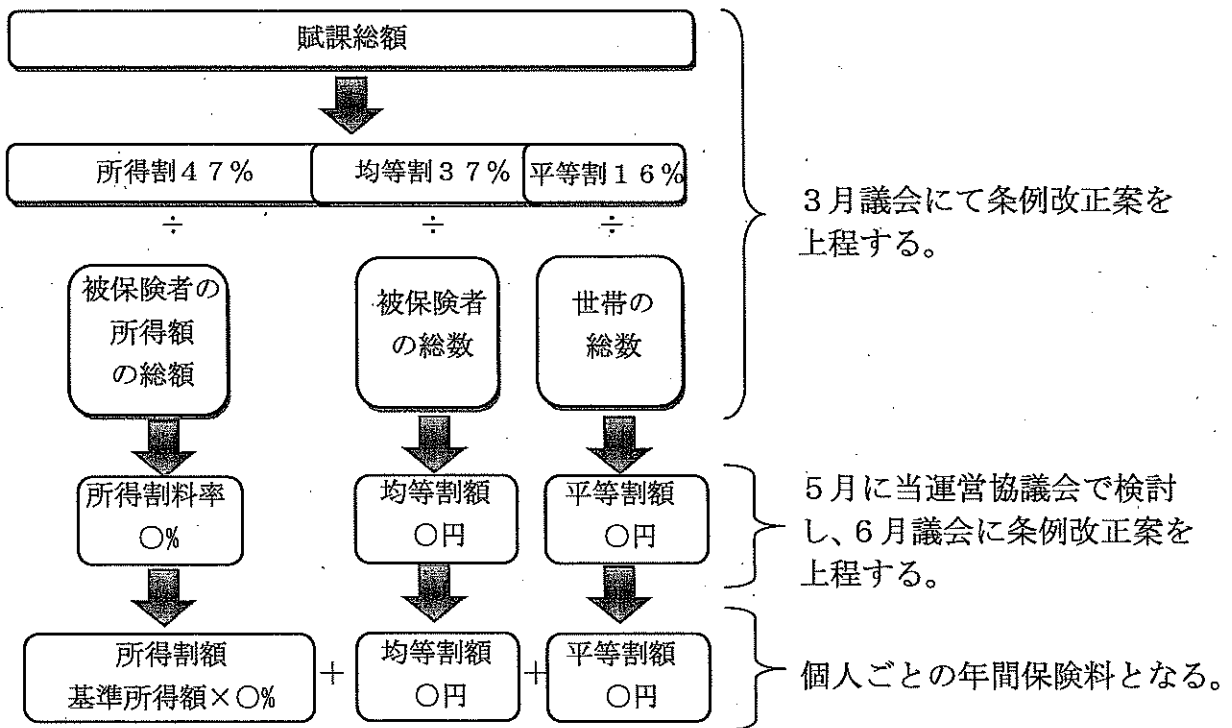
※ 現行の保険料との比較

協議事項 保険料の基礎賦課額等の賦課割合について

1. 賦課割合について

賦課割合とは、保険料の基礎賦課総額、後期高齢者支援金等賦課総額及び介護納付金賦課総額ごとに占める所得割総額、均等割総額及び平等割総額のそれぞれの割合のことをいい、各総額を所得総額、被保険者数及び世帯数で按分することにより、保険料率を決定する。

(影響を最小とする場合の医療分の例)



2. 前回の運営協議会での課題及び意見（平成29年11月10日開催）

(1) 洗い出された課題

- ①基礎賦課分（医療分）の配分が減り、支援分及び介護分の配分が増える。
- ②平均保険料が下がる。
- ③介護分のない一部の低所得世帯の保険料が上がる。
- ④資産割の廃止分は保険料が下がる。
- ⑤高所得世帯の保険料が上がる。
- ⑥介護分があり、所得が700万円から900万円の世帯は保険料の増加が大きい。

(2) 出された主な意見

- ①平均保険料が下がることとなり、制度改正及び資産割廃止の影響は想定よりも小さい。
- ②保険料が減少する世帯がある一方で、増加する世帯があるのはやむを得ない。
- ③繰越金の活用による緩和措置は保険料の引き下げ過ぎや段階的な負担の増加が発生するため講じるべきでない。
- ④保険料の増加が激しい世帯に特化した対応ができないか。

3. 諮問する賦課割合の設定について

前回の運営協議会での課題及び意見を踏まえ、「兵庫県提示の賦課割合」を基準として、以下の内容に基づき設定した。

(1) 設定方針

- ①県へ納付する納付金に過不足が生じにくい保険料率を設定すること。
- ②保険料が増加する世帯数を抑え、保険料の増加率を抑制すること。
- ③保険料の段階的な増加が発生しないようにすること。

(2) 兵庫県提示の賦課割合からの変更点

- ①後期高齢者支援金等分（支援分）について所得割にかかる賦課割合を1%減らし、平等割にかかる賦課割合を1%増やすこととした（応益割の減額幅を縮小し、中高所得者層の負担を緩和するため。）。
- ②介護納付金等分（介護分）について、所得割にかかる賦課割合を1%増やし、均等割にかかる賦課割合を1%減らすこととした（介護分がかかる低所得世帯への影響を緩和するため。）。

4. 各賦課割合による試算結果でのモデルケースでの年間保険料

(1) 介護納付金がなく、かつ従前に資産割が無い場合

世帯所得	世帯人数	現行 保険料	1案（諮問）		2案（県提示）		3案（現行）	
			保険料	差額	保険料	差額	保険料	差額
0円	1人	¥20,400	¥19,500	▲¥900	¥19,400	▲¥1,000	¥20,000	▲¥400
	2人	¥31,800	¥30,900	▲¥900	¥30,700	▲¥1,100	¥31,100	▲¥700
	4人	¥54,600	¥53,700	▲¥900	¥53,600	▲¥1,000	¥53,300	▲¥1,300
100万円	1人	¥127,900	¥127,900	¥0	¥128,000	+¥100	¥129,000	+¥1,100
	2人	¥144,600	¥145,300	+¥700	¥145,600	+¥1,000	¥145,300	+¥700
	4人	¥150,600	¥152,400	+¥1,800	¥152,800	+¥2,200	¥151,000	+¥400
500万円	1人	¥483,900	¥501,500	+¥17,600	¥506,100	+¥22,200	¥499,800	+¥15,900
	2人	¥521,900	¥539,700	+¥17,800	¥544,200	+¥22,300	¥536,900	+¥15,000
	4人	¥597,700	¥615,800	+¥18,100	¥620,400	+¥22,700	¥610,900	+¥13,200

(2) 介護納付金（最大2名）があり、かつ従前に資産割が無い場合

世帯所得	世帯人数	現行 保険料	1案（諮問）		2案（県提示）		3案（現行）	
			保険料	差額	保険料	差額	保険料	差額
0円	1人	¥24,800	¥24,600	▲¥200	¥24,600	▲¥200	¥25,200	+¥400
	2人	¥38,900	¥39,400	+¥500	¥39,400	+¥500	¥39,600	+¥700
	4人	¥61,700	¥62,200	+¥500	¥62,300	+¥600	¥61,800	+¥100
100万円	1人	¥154,600	¥160,300	+¥5,700	¥160,700	+¥6,100	¥161,800	+¥7,200
	2人	¥175,500	¥183,500	+¥8,000	¥184,300	+¥8,800	¥183,300	+¥7,800
	4人	¥174,300	¥182,100	+¥7,800	¥182,700	+¥8,400	¥180,500	+¥6,200
500万円	1人	¥581,400	¥625,900	+¥44,500	¥630,000	+¥48,600	¥623,800	+¥42,400
	2人	¥628,400	¥675,700	+¥47,300	¥679,900	+¥51,500	¥671,800	+¥43,400
	4人	¥704,200	¥751,800	+¥47,600	¥756,100	+¥51,900	¥745,800	+¥41,600